

『十六國春秋』書前提要譯註稿

川村 昂昭

はじめに

『十六國春秋』とは、北魏の崔鴻によつて著された、五胡十六國時代の各國の歴史を記した書物である。今我々が見られるのは、明の屠喬孫と項林等が様々な書物から史料を集めて編纂したものであり、原書とは異なる。この書は記載されている事柄が非常に多く、五胡十六國時代を調べる際に有用であると言えるが、引用した史料の典據が明示されておらず、信憑性に缺けるきらいがある。よつてこの書を檢證し、その典據を可能な限り明らかにして『十六國春秋』の信憑性を確かめようと思う。初めは書前提要を讀み、『十六國春秋』という書がどういったものであるかを再確認し、この譯註の第一歩とする。

なお、底本には、『景印摘藻堂四庫全書會要』（世界書局 一九八八年初版）史部、第二一七冊、別史類に載せられてゐる『十六國春秋』を用いる。

【原文】

臣等謹案十六國春秋一百卷舊本題魏崔鴻撰實則明嘉興屠喬孫項琳之僞本也。鴻作十六國春秋一百二卷見魏書本傳隋志唐志皆載之。宋初李昉等作太平御覽猶引其文。宋藝文志始不著錄。南宋諸家書目亦不載。是亡於北宋也。明何鏜

漢魏叢書載鴻書十六篇。國各一錄卷帙寥寥與舊史所記不合。世疑其僞。萬厯以後此本乃出莫知其所自來。證以藝文類聚諸書所引一一相同。遂行於世。論者或疑鴻身仕北朝而仍用晉宋年號。今考劉知幾史通探頤篇曰鴻書之紀綱皆以晉爲主。亦猶班書之載吳項必繫漢年陳志之述孫劉皆宗魏世。喬孫等正巧附斯義以售其欺所摘者未中其疾。惟魏書載鴻子子元奏稱刊著越燕秦夏梁蜀遺載爲之贊序。而此本無贊序。史通表歷篇稱晉氏播遷南據楊越魏宗勃起北雄燕代。其間諸僞十有六家不附正朔自相君長。崔鴻著表頗有甄明。而此本無表。是則檢閱偶疎失於彌縫耳。然其文皆聯綴古書非由杜撰。考十六國之事者固宜以是編爲總滙焉。

【書き下し文】

臣等謹んで案ずるに、『十六國春秋』一百卷、舊本は魏の崔鴻の撰と題すも、實は則ち明の嘉興の屠喬孫・項琳の僞本なり。鴻の『十六國春秋』一百二卷を作るは、『魏書』の本傳に見え、『隋志』・『唐志』、皆之を載す。宋初に李昉等『太平御覽』を作り、猶ほ其の文を引く。『宋藝文志』は、始めて著録せず。南宋の諸家の書目も亦た載せず。是れ北宋に亡ぶなり。明の何鏜の『漢魏叢書』は、鴻の書十六篇を載す。國各々一錄あるも、卷帙寥寥、舊史の記す所と合せず。世、其の僞を疑ふ。萬厯以後、此の本乃ち出づるも、其の自りて來たる所を知る莫し。證するに『藝文類聚』諸書の引く所を以てするに、一一相ひ同じ。遂に世に行はる。論者、或は「鴻は身北朝に仕ふ。而るに仍ほ晉・宋の年號を用ふるか」と疑ふ。今劉知幾の『史通』探頤篇を考ふるに、「鴻の書の紀綱、皆晉を以て主と爲す。亦た猶ほ『班書』の吳・項を載するに、必ず漢の年に繋ぎ、『陳志』の孫・劉を述ぶるに、皆魏の世を宗とするがごとし」と曰ふ。喬孫等、正に巧みに斯の義を附し、以て其の欺を售り、摘する所の者、未だ其の疾に中らず。惟だ『魏書』に、「鴻の子子元、奏して「越・燕・秦・夏・梁・蜀の遺載を刊著し、之が贊序を爲る」と

稱す」と載す。而るに此の本質序無し。『史通』表歷篇に、「晉氏播遷し、南のかた楊越に據り、魏宗勃起し、北のかた燕代に雄たり。其の間の諸僞十有六家、正朔に附せず、自ら相ひ君長たり。崔鴻表を著し、頗ぶる甄明有り」と稱す。而るに此の本表無し。是れ則ち檢閱偶々疎にして、彌縫を失するのみ。然れども其の文は皆古書を聯綴し、杜撰に由るに非ず。十六國の事を考ふる者、固より宜しく是の編を以て總滙と爲すべし。

【注】

○崔鴻一字は彥鸞、東清河郡鄒縣の人。北魏に仕える。『魏書』卷六十七、列傳第五十五、崔光傳、附崔鴻傳に傳有り。

○『魏書』の本傳……『魏書』卷六十七、列傳第五十五、崔光傳、附崔鴻傳に「鴻弱冠便有著述之志、見晉魏前史皆成一家、無所措意。以劉淵・石勒・慕容儁・苻健・慕容垂・姚萇・慕容德・赫連屈孑・張軌・李雄・呂光・乞伏國仁・禿髮烏孤・李嵩・沮渠蒙遜・馮跋等、竝因世故、跨僭一方、各有國書、未有統一、鴻乃撰爲十六國春秋、勒成百卷、因其舊記、時有增損褒貶焉」と有る。

○『隋志』——『隋書』卷三十三、志第二十八、經籍二、史に「十六國春秋一百卷魏崔鴻撰」と有る

○『唐志』——『舊唐書』卷四十六、志第二十六、經籍上、乙部史錄、編年類・僞史類に「十六國春秋一百二十卷崔鴻撰」と有り、『新唐書』卷五十八、志第四十八、藝文二、乙部史錄、僞史類に「崔鴻十六國春秋一百二十卷」と有る。

○南宋の諸家……『四庫全書總目』卷六十六、史部二十二、『十六國春秋』一百卷は「晁陳諸家書目亦皆不載」と記す。

○『漢魏叢書』……嘉靖（一五二二—一五六）年間に明の何鏗が集めた漢魏六朝の諸家の著作百種をもとに、程榮が三十八種を選び『漢魏叢書』と名付けて刊行した。ただしこの三十八種の内に『十六國春秋』は存在せず、萬曆末年頃何允中によつて七十六種に増やされた『廣漢魏叢書』から『十六國春秋』が載せられるようになる。『漢魏叢書』が載せる『十六國春秋』については、『四庫全書總目』卷六十六、史部二十二、『別本十六國春秋』十六卷に「舊本亦題魏崔鴻撰載何金堂漢魏叢書中其出在屠喬孫本之前而亦莫詳其所自十六國各爲一錄惟列僭僞之主五十八人其諸臣皆不爲立傳全爲載記之體其非一百二卷之舊已不待言證以晉書載記大致互相出入而不以晉宋紀年與史通所說迥異豈好事者摭類書之語以晉書載記排比之成此僞本耶然考崇文總目有十六國春秋略二卷不著撰人名氏司馬光通鑿考異所引諸書亦有十六國春秋抄之名則或屬後人節錄鴻書亦未可定也屠氏所刻百卷之本既爲依托此本亦疑以傳疑未能遽廢姑竝存之以備參考焉」と有る。

○『史通』探頤篇……『史通』内篇、卷七、探頤第二十七に「且觀鴻書之紀綱皆以晉爲主亦猶班書之載吳項必系漢年陳志之述孫劉皆宗魏世」と有る。

○惟だ『魏書』に……『魏書』卷六十七、列傳第五十五、崔光傳、附崔子元傳に「後永安中、乃奏其父書、曰「臣亡考故散騎常侍・給事黃門侍郎・前將軍・齊州大中正鴻、不殞家風、式續世業、古學克明、在新必鏡、多識前載、博極羣書、史才富洽、號稱籍甚。年止壯立、便斐然懷著述意。正始之末、任屬記言、撰緝餘暇、乃刊著趙・燕・秦・夏・涼・蜀等遺載、爲之贊序、褒貶評論。先朝之日、草構悉了、唯有李雄蜀書、搜索未獲、闕茲一國、遲留未成。去正光三年、購訪始得、討論適訖、而先臣棄世。凡十六國、名爲春秋、一百二卷、近代之事最爲備悉。未曾奏上、弗敢宣流。今繕寫一本、敢以仰呈。儻或淺陋、不回睿賞、乞藏祕閣、以廣異家」と有る。

○『史通』表歷篇……『史通』内篇、卷三、表歷第七に「當晉氏播遷南據揚越魏宗勃起北雄燕代其間諸僞十有六家

不附正朔自相君長崔鴻著表頗有甄明」と有る。

【現代語譯】

臣等は謹んで考えてみますに、『十六國春秋』一百卷は、從來の書物は魏の崔鴻の撰と記していますが、實際の所は明の嘉興の屠喬孫と項琳の僞本です。鴻が『十六國春秋』一百二卷を編纂したことは、『魏書』の本傳に見えており、『隋書』經籍志と『唐書』藝文志は、どちらも『十六國春秋』の名を記載しています。宋代の初めに李昉等が『太平御覽』を編纂し、そこで『十六國春秋』の文を引用しております。『宋史』藝文志は、初めて『十六國春秋』を載せていません。南宋の諸家の書目にも『十六國春秋』の名は記されていません。そうすると北宋の時代には散佚したということになります。明の何鏗の『漢魏叢書』は、鴻の書の『十六國春秋』十六篇を記載しております。國ごとに一卷で分けられています。明の何鏗の『漢魏叢書』は、鴻の書の『十六國春秋』十六篇を記載しております。國ごとに一卷で分けられています。萬曆帝の時代以後、この本が突如出現しますが、それがどこから現れたのかは偽物ではないかと疑っています。萬曆帝の時代以後、この本が突如出現しますが、それがどこから現れたのかは判りません。『藝文類聚』等の諸書が引用する所と照らし合わせて検証しますと、一つ一つが符合しております。そこで世の中に廣く傳わることになったのです。論者は、「鴻は北朝に仕えている。それなのにそのまま晉と宋の年號を用いることがあるか」と疑問視しております。そこで劉知幾の『史通』探頤篇を調べてみますと、「鴻の書の紀綱は、總て晉を中心に記されている。それは班固の『漢書』が吳廣と項羽の事を記述する際に、必ず漢の年を記し、陳壽の『三國志』が孫權と劉備の事を記述する際に、總て魏の年號を用いたようなものである」と記されています。喬孫等は、實に上手くこの記述を利用し、都合の良い所を抜き出し、選り出されて書かれた箇所には、全く年號の誤りが見られません。ただ『魏書』に、「鴻の息子の子元は、上奏して「越・燕・秦・夏・梁・蜀の殘

された記録を編纂し、贊序を書きました」と語った」と記しています。しかしこの本に贊序は在りません。『史通』表歴篇に、「晉王朝は遠方をさすらい、南方の楊・越の地に落ち着き、北魏は臺頭し、北方の燕・代の地に勢力を擴大させた。その間の十六國は、王朝に従わず、それぞれ獨立していた。崔鴻が表を作成したことで、非常に理解しやすくなった」と記されています。しかしこの本に表は在りません。これはつまり檢證がたまたま疎かになり、失敗を取り繕うことができなかったのです。しかしながらその文は古書を繋ぎ合わせて綴り、杜撰ではありません。十六國の事を調べる者は、まことにこの書を纏まつた史料として扱うのがよろしいでしょう。

乾隆四十年五月恭校上